

○新潟県中東福祉事務組合個人情報の保護に関する法律施行細則

令和 5 年 4 月 17 日組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）及び新潟県中東福祉事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年組合条例第 1 号）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 個人情報の保護に関する法律の施行については、五泉市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和 4 年五泉市規則第 23 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。